

廿日市市宮島地域介護サービス確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宮島地域の介護保険サービス（以下「介護サービス」という。）の確保を図るため、地域外から宮島地域に居住する利用者宅を訪問し介護サービスを提供する事業者の渡航費用等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮島地域 旧宮島町の区域をいう。
- (2) 地域外 宮島地域以外の区域をいう。
- (3) 介護サービス事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同条第16項に規定する介護予防支援又は法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業について、法に基づく指定を受けた事業者をいう。
- (4) 利用者 法第41条第1項の居宅要介護被保険者及び法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。ただし宮島地域に居住実態がない者は除く。

(補助の対象者、介護サービス種別及び金額等)

第3条 補助の対象者、介護サービス種別及び金額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助の対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

- (1) 広島県その他の団体から類似する補助金等の交付を受けている場合
- (2) 国又は地方公共団体が設置し運営を行っている場合

(3) 利用者からこの補助金とは別に交通費等の支払を受ける場合

(補助金交付の申請)

第4条 この要綱の規定による補助金の交付を受けようとする者は、介護保険サービスを提供した月の翌月10日（10日が閉庁日の場合、翌開庁日）までに、廿日市市宮島地域介護サービス確保支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 実績報告書（別記様式第2号）

(2) 渡航に要する費用がわかる領収証書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適當と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、廿日市市
宮島地域介護サービス確保支援補助金交付決定通知書兼金額確定通知書
(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市宮島地域介護サービス確保支援補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 規則第17条の規定による取消しは、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反した場合

(2) 不正の手段によって交付決定を受けた場合

(3) この要綱及び要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反した場

合

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市宮島地域介護サービス確保支援補助金交付決定(一部)取消通知書兼金額確定(一部)取消通知書（別記様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により交付の取消通知を受けた交付決定者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。